

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2023.10.10発行〈通巻第548号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



関西労働者安全センター50周年集会のご案内 .....	2
精神障害の労災認定基準改定 心理的負荷の出来事を統廃合、一部基準緩和も .....	3
消防職員の惨事ストレス対策 ～とにかくしゃべってもらうこと～ .....	8
死ぬまで元気です vol.63 右田孝雄 .....	12
韓国からのニュース .....	13
前線から .....	16
病院がストライキ！韓国の保険医療産業労組／韓国・日本	
過労死等防止対策推進シンポジウムのお知らせ .....	18

9月の新聞記事から／19

表紙／民主労総全北本部日本訪問代表団と交流(2023年9月8日 P16参照)

'23 10

# 「関西労働者安全センター50周年集会」のご案内

1973年9月22日、京都大学で開かれた「安全センターをめざす、反公害・労災・職業病闘争討論集会」にて、「関西労働者安全センター」の設立が確認されました（機関誌「関西労災職業病」創刊号）。「関西労働者安全センター」は、京都、大阪、兵庫など関西の広い地域の活動家が集まり、労災職業病闘争・補償獲得闘争に限ることなく、広く社会問題に取り組み、個人の闘いから広く公害問題や労働環境問題と捉えて、運動を推し進めていく拠点として、期待と希望を持って設立されました。

それから50年の月日が経ち、設立当初を知る人も少なくなり、様々な変化を経た「関西労働者安全センター」ですが、おかげさまで、労災職業病運動の拠点として、これまで活動を続けてきました。

長くも短かった50年を振り返り、またこの先50年をめざして、労働安全衛生の課題を議論するための集会を開催いたします。

日頃からご支援・ご協力いただいております役員・会員、ご協力者のみなさまに、ぜひご参加いただきたいと思います。

なお、翌日に全国労働安全衛生センター連絡会議の第34回総会を開催いたしますので、そちらもご参加ください。

## 1. 関西労働者安全センター50周年集会

日程： 2023年11月18日（土）9時30分より（お昼休憩を挟んで）17時まで

テーマ毎のパネルディスカッションなどを予定

- テーマ：
- ① 個人事業者などの労働安全衛生対策
  - ② 地方公務員災害補償制度の諸問題
  - ③ メンタルヘルス対策

## 2. 50周年記念レセプション

日程： 2023年11月18日（土）18時より20時ごろまで

## 3. 第34回全国労働安全衛生センター連絡会議総会

日程： 2023年11月19日（日）9時より12時まで

◆開催場所： JAM西日本会館6Fホール

（〒550-0001 大阪市西区土佐堀1-6-3 <https://goo.gl/maps/zHfvWZPmfyKuCLVp6>）

◆集会・レセプション参加費無料 お申込みは関西労働者安全センターまで。

18日午前から参加の方は、昼食（有料：お弁当+お茶1000円）もお申し込みください。

お申し込み&問い合わせ先：関西労働者安全センター

E-mail: [info@koshc.jp](mailto:info@koshc.jp) <https://koshc.jp/> Tel: 06-6476-8220 Fax: 06-6476-8229

---

---

# 精神障害の労災認定基準改定 心理的負荷の出来事を統廃合、一部基準緩和も

2021年12月からはじまった精神障害の労災認定基準に関する専門検討会(以下、検討会)は、2023年7月報告書をまとめた。その後、パブリックコメントを経て、2023年9月1日、心理的負荷による精神障害の認定基準は改定された。

7月に報告書がまとまった段階で、マスコミは認定基準が改定されることを報道したが、9月1日に改定された時点での報道は少なかった。

2011年に「心理的負荷による精神障害に係る業務上外の判断指針」から「心理的負荷による精神障害の認定基準」となっているから、負荷となる出来事を付け加えるなどの小さな改定はあったが、今回は出来事表がかなり変わるなど、大きな改定となった。

どのような改定点があったか見ていこう。

厚生労働省が公表している「改正概要」(次ページ表)は大きく3点をあげている。

1. 業務による心理的負荷表の見直し
2. 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し
3. 医学意見の収集方法を効率化

他にも改定点はあるが、これに沿って説明する。

## 業務による心理的負荷表の見直し

精神障害の認定の心理的負荷強度を判断するにあたって、別表1「業務による心理的負荷評価表(以下、評価表)」を使用する。まずは、「特別な出来事」とされる「心理的負荷が極度のもの」「極度の長時間労働」に該当する出来事が認められるかどうかを判断し、「特別な出来事」が認められる場合、心理的負荷の総合判断は「強」と判断され、業務上とされる。

「特別な出来事」が認められない場合は、評価表の「具体的な出来事」に当てはめて総合評価を行う。この「業務による心理的負荷評価表」の出来事を追加、あるいは類似した出来事を統合した。

改定前の出来事の数37であったが、改定されて29となった。また、「心理的負荷の総合評価の視点」として書かれている項目が増え、詳しくなった。認定調査に当たって「実務要領」というものがあるのだが、そこに各項目の評価点として書かれていたような内容が、「視点」に追加された。「心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例」でも、「弱」の場合、「中」の場合、「強」の場合それぞれに、以前よ

## 心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要

(令和5年9月1日付け基発0901第2号)

### 改正の背景

精神障害・自殺事案については、2011（平成23）年に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定を行ってきた。このたび、近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、2023（令和5）年7月に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正を行った。

### 【改正のポイント】

**■ 業務による心理的負荷評価表※の見直し** ※ 実際に発生した業務による出来事を、同評価表に示す「具体的出来事」に当てはめ、負荷（ストレス）の強さを評価

- ◆ 具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等
  - 追加** 「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）
  - 追加** 「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」
- ◆ 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充
  - ▶ パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記
  - ▶ 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていない具体的な出来事について、他の強度の具体例を明記

**■ 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し**

(改正前) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務起因性を認めていない

**➡** (改正後) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

**■ 医学意見の収集方法を効率化**

(改正前) 専門医3名の合議による意見収集が必須な事案  
【例：自殺事案、「強」かどうか不明な事案】

**➡** (改正後) 特に困難なものを除き専門医1名の意見で決定できるよう変更

### ➡ 評価表の明確化等により、より適切な認定、審査の迅速化、請求の容易化を図る

り記述が詳しくなった。

出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」は出来事「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」と統合し、「多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした」と改め、「平均的な心理的負荷の強度」を「Ⅲ」から「Ⅱ」へ下げ、具体例も「中」とし、倒産を招きかねない損失などの場合を「強」とするとした。

出来事「達成困難なノルマが課された」と「ノルマが達成できなかった」は統合して出来事「達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった」とした。

出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」と「顧客や取引先からクレームを

受けた」は統合して「顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた」となった。この項目はあくまで業務上の内容とし、これとは別に新たに「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」を負荷強度「Ⅱ」として設けた。これまでも問題となってきた「カスタマーハラスメント」と言われる業務の範囲を超えるようなハラスメントをこの項目で評価する。

仕事の量や質に関する出来事で、新たに「感染症等の病気や事故の危険性の高い業務に従事した」が設けられた。負荷強度は「Ⅱ」である。この項目は新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者などを想定したものであるが、他に危険性のある化学物質に曝される業務に従事するといった

こともこの項目で評価する。過労死の労災認定状況の解説（本誌 2023 年 8 月号）でも触れたが、「医療・福祉」従事者の労災認定がここ 3 年急増しており、新型コロナウイルス感染症への対応の影響があったのではないと思われる。2023 年度にこの出来事で認定される件数がどのくらいあるかで、この関係性も少しわかるかもしれない。

出来事「配置転換があった」と「転勤をした」は統合し「転勤・配置転換等があった」とした。

出来事「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」は、「雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた」に改められ、雇用形態以外での理由による差別的な取扱いも出来事とした。

「大きな説明会や公式な場での発表を強いられた」（負荷強度「I」）、「仕事のペース、活動の変化があった」（負荷強度「I」）も他の項目で評価できるとして表からなくなっている。

出来事「早期退職制度の対象となった」は、「退職を強要された」に統合された。

出来事「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」については、2020 年の改定で設けられた項目であるが、設けられて以来出来事の中で毎年請求件数も認定件数も一番多い。今後も増加する可能性が高いが、パワーハラスメントの判断については、どの程度であれば「強」と判断されるのか、争いが多い。今回、パワーハラスメントの 6 類型と言わ

れる 6 項目を具体例に記述し、パワーハラスメントにあたるのか判断しやすくなり、その程度が強ければ、総合判断「強」となりやすいと思われる。

出来事「上司が替わった」と「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」は「上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった」に統合された。

### 複数の出来事評価

本誌 2022 年 10 月号でも触れたが、検討会では複数の出来事の評価についても議論された。これまで通り、単独では「強」と評価できない場合、それら複数の出来事について、関連して生じているのか、関連なく生じているのかを判断した上で、総合的な評価を行う。関連せずに出来事が複数生じている場合については、出来事が生じた時期の近接の程度、各出来事と発病との時間的な近接の程度を考慮して判断するのはこれまでと同じであるが、各出来事の継続期間、各出来事の内容、出来事の数等によって、総合的な評価が「強」となる場合もあり得ることを踏まえつつ、事案に応じて心理的負荷の全体を評価する、となっている。これは単に出来事の数で足し算できるものではないという検討会の委員の意見を踏まえ、より事案の内容を精査して判断するよう促した文になっているように感じる。さらに、「それぞれの出来事が時間的に近接・重複して生じている場合には、「強」の水準に至るか否かは事案によるとしても、全体の総合的な評価はそれぞれの出来

事の評価よりも強くなると考えられる」としている。出来事が複数ある事案は多いと思われるので、これからは「強」になる出来事がなくても、複数の出来事が次々起こった場合など、それぞれの影響でより負荷が強くなることを考慮して、判断するように地方労災医員や各労働基準監督署は改めてほしい。

### 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

これまでの認定基準では、精神障害を発症して治療しながら就労している労働者について、疾病が悪化した場合、負荷評価表の「特別な出来事」があった場合のみ、悪化した部分について業務起因性を認めるとしていた。今回それに加えて、特別な出来事がなくとも、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる場合には、当該業務による強い心理的負荷、本人の個体要因と業務以外の心理的負荷、悪化の様態やこれに至る経緯等を十分に検討し、業務による心理的負荷によって精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したものと精神医学的に判断されるときには、悪化した部分について業務起因性を認める、とした。

これまで、「特別な出来事」がなければ、認定されることはなかったのが、少なくとも心理的負荷が「強」と評価されるような出来事があり、医学的にその負荷が疾患を悪化させたと認められれば、業務上と判断されることになる。

これは大きな改定と言えるだろう。

当センターで受けた相談でも、精神障害で投薬治療しながら働いている労働者が、長時間労働やパワーハラスメントにあって精神障害が悪化しても、「特別な出来事」の月 160 時間以上の時間外労働にあらず、労災不支給となったケースがあった。しかも、最初の精神障害の発症も、長時間労働が原因で発症したと思われるが、当時、労働時間の記録がなく、長時間労働の証明ができずに労災請求できていなかった。

今後はそのようなケースが、労災認定される可能性が出てくる。

### 医学意見の収集方法を効率化

医学的意見と認定要件の判断については、1. 主治医意見による判断、2. 専門医意見による判断、3. 専門部会意見による判断の3通りがある。

しかし、心理的負荷が「強」にあたる出来事があったことが明確で、主治医が判断した発症時期やその原因に合致する場合、1の主治医意見による判断となるが、件数の割合は少なく、ほとんどの場合は、出来事の心理的負荷の判断について2の専門医の意見か3の専門部会に意見を求めて判断する。特にハラスメントなどの案件や、出来事が複数ある場合などは、地方労災医員協議会精神障害専門部会の医師3名が合議して意見をまとめ、それに基づいて判断する。主治医の意見のみで判断した場合は、明らかに「強」と思われる出来事があるケースなので、ほぼ100%が業務上認定されるが、専門医意見、専門部会の意見の場合

は業務外と判断される割合が高い。特に専門部会の合議にかかる事案で、業務上と判断される件数は非常に少ない。

今後は、専門医の意見で判断される事案が増えることになる。検討会の当初の目的のひとつ、調査の迅速化は図れると思うが、専門医が合議でないことから業務上と判断することにより慎重になることも考えられるので、業務上外の判断になんらかの影響があるかもしれない。

### 治ゆの考え方

療養及び治ゆという項目に、療養期間について言及した部分がある。そこで「例えばうつ病の経過は、未治療の場合、一般的に（約90%以上は）6か月～2年続くとされている。また適応障害の症状の持続は遷延性抑うつ反応（F43.21）の場合を除いて通常6か月を超えず、遷延性抑うつ反応については持続性は2年を超えないとされる」と治ゆの目安を示している。

実は検討会の議論の中では主治医に対して、傷病名による治ゆまでの期間の目安を示すという案があった。長期療養者を減らし、社会復帰を促す狙いであったようだが、

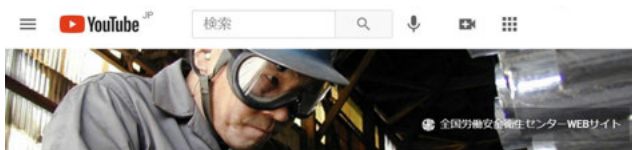
全国労働安全衛生センター連絡会議として、主治医が目安に従って労災を打ち切りにしなければならない、もしくはそれ以上は労災が適用されないという誤解をする恐れがあり、被災者が十分な治療を受けられないなどの悪影響を与える可能性があること、また、打ち切れば被災者のその後の生活をどうするのか、就労できない場合の補償や職場復帰について十分な支援があるかなど先に対応すべき問題が多く、療養期間の目安を示すことに強く反対すると意見を送った。そのためかどうかはわからないが、とりあえず、治ゆの期間についての記述は、上記のように目安に触れているものの、主治医に目安を考慮して打ち切るように示すということにはならなかったの、よかった。

以上のような改定があったわけだが、施行後年度末まであと7か月あるので、労災認定状況にどのような影響があったかは、来年わかることだろう。

今後、実務担当者のために実務要領も作成されるので、そちらも入手して再度詳細を検討したい。

## 全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



# 消防職員の惨事ストレス対策

## ～とにかくしゃべってもらおうこと～

2023年9月14日、関西労働者安全センターの運営協議会が行われた。その中で、ゲスト講演として、41年半の間、消防士として大阪市消防局に勤めてこられた片山雅義元警防部長に、消防職員のメンタルサポートについて話をしていただいた。その内容を紹介する。

### 惨事ストレス

今回の講演では、主に、消防職員の「惨事ストレス」とその対策について話をしていただいた。

惨事ストレスとは、その名の通り、火災等の大きな災害現場で、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をした際に受けるストレスのこ

とである。「惨事ストレスを感じる事案」の類型をまとめた表を以下に載せるが、その8つの中で、片山氏の経験上、④「子供の死など、家族を想起させる場面」、⑤「救出した人の死、救出できなかった場合の無力感など」、⑥「同僚の負傷、殉職が発生した場合」が現場では多く、また、強いストレスに繋がりがやすいとのことだった。

④、⑤、⑥に共通していることとして、人が救えなかった体験が元になっている。責任を果たせなかったという思い、無力感、心に大きな負荷をかけるようだ。

### 消防庁のメンタルサポート

惨事ストレスという問題が消防組織に認

#### 【惨事ストレスを感じる事案の発生】

- (事例) ①悲惨、凄惨な場面での活動  
②活動に困難性が伴い、命の危険を感じながらの救助活動  
③未知の危険や、極度の不安、緊張感の伴う現場活動  
④子供の死など、自分の家族を想起させるような場面  
⑤救出した人の死、救出できなかった場合の無力感、罪悪感、自己嫌悪、責任感など  
⑥同僚の負傷、殉職が発生した場合のいわゆる生き残り症候群や罪悪感など  
⑦トリアージの必要な現場活動  
⑧衆人環視の中での困難な救助活動
- ※ 必ずしも災害の規模が大きい場合にのみに限られない。





知されたきっかけの一つは、平成7年の阪神淡路大震災だった。未曾有の大災害であり、救助に向かったものの、なすすべなく、人が亡くなっていくのを眺めることしかできないような現場が多数あった。そして、救助できなかったことで、住人の非難にさらされた。そういった状況で、主に救助を担当していた神戸市消防局の職員の中に、精神に失調をきたし、仕事に復帰できなくなった人が多数出たそうだ。しかし、この時は、問題は認知されたものの、組織立って対策を打つには至らなかった。

その問題が再度注目されたのは、平成13年9月の、新宿歌舞伎町ビル火災である。小さいビジネスビルで、44人もの死者を出したこの火災によって、担当した東京消防庁の職員に精神的に傷を負った者が出た。おそらく、数十年、あるいは数百年単位の特異な大災害ではなく、日常で起こりうる火災で心にダメージを負うようなことが発生するというのが、惨事ストレスが再注目された主原因の一つだろう。

消防庁は、平成13年12月に惨事ストレス対策のプロジェクトを発足した。精神科医や臨床心理士等の協力を得て、全国の現場のアンケートを踏まえた研究を重ね、

平成15年2月に報告書をまとめた。そして同年4月、消防庁管轄の、「緊急時サポートチーム」が結成された。

メンタルサポートチームは、精神科医や大学教授、臨床心理士等の専門家により構成されている。消防庁は、惨事ストレスが予想される大規模災害や、消防職団員の殉職等が発生した際に、現地の消防本部等から要請を受け、サポートチームを派遣する。

配布の資料に掲載された架空の事件による派遣モデルでは、8月22日に事件が発生し、翌8月23日に消防本部が消防庁に相談。もろもろ調整があり（派遣者、相談対象者の決定、事件概要やPTSDチェックリストの作成など）、実際の派遣は9月10日で、その日一日かけてカウンセリングする、というものだった。

チーム発足から令和5年4月1日現在で、84件、合計4174名の職員を対象とした派遣実績がある。

### 現場でのメンタルサポート

しかし、片山氏曰く、サポートチームの派遣は、メンタルヘルスへの対応としては、後手の対策とのことであった。確かに、サポートチームの対応は、上述のモデルケースでも、事件発生から派遣まで19日かかっている。片山氏は、それまでにやっておかなければならない重要なことがあると言う。それが、「デフュージング」だ。

デフュージングとは、事件が起こった直後に、それがどういう事件だったか、それに対応してどう思ったか、どう感じたかを、

現場対応したチーム単位で話し合うというものである。どれぐらい直後なのかは事件ごとに違うが、消防署に帰る車の中であるとか、署に帰って、装備を片付ける前であるとか、そのレベルで直後に行くことである。

片山氏が救助隊長として4人1チームで働いていた時は、どんな事件でも、署に帰った後すぐに、4人全員でデフュージングを行っていたそうだ。どのような事件だったかということ振り返るのだが、特に悲惨な遺体があったような現場では、どう思ったか、それを見てしんどくなっていかなど話をし、吐きそうになったとか、涙が止まらなかったなどの心情を吐露させた。思いつくままに吐き出させるというのが重要だというのが片山氏の実感だそうだ。そして、そういうストレスチェックをした上で、この子はまずそうだとしたら、改めてメンタルサポートチームの力を借りて、組織としての対応を行っていくのである（これをデブリーフィングという）。

片山氏は、メンタルサポートチームといっしょにやるデブリーフィングよりも、事件直後にやるデフュージングの方がメンタルヘルス対策としては重要だと感じているそうだ。実際、心療の分野でも、デフュージングがうまくいったかでPTSDの予後にまで影響が及ぶと言われている。

### デフュージングの事例

ここで、片山氏自身がデフュージングを受けた事例の一つを紹介する。それは、平成

23年3月の、福島第一原子力発電所爆発事案だ。

彼は、その三号原子炉への放水作業の一員として派遣された。その任務を受ける時は、再度爆発があったら生きては帰ってこれない、これは片道切符だと思っていたとのことだ。このような、生きて帰れるかわからないという気持ちで現場に向かったのは、氏の41年半の消防生活でもこの一度きりだったという。

現場では、スーパーレスキューと呼ばれる、特別高度救助隊の面々とも一緒に作業することになったが、その隊員が、手が震えて防護服の密閉テープがなかなか巻けなかったという。普段はどんな困難な現場でもこなす隊員が、緊張で体をこわばらせるような現場だったのだ。

片山氏は、三号原子炉への、2回目の放水作業の一員として作業をした。途中トラブルはあったものの、前述のスーパーレスキュー隊員のファインプレーもあり、なんとか作業を終了した。

作業が終了して、一通り装備を外し、椅子に座った瞬間、片山氏は体から力が抜け、ふぬけのような状態になったという。そのタイミングで、現場の担当者がデフュージングを行った。

現場で作業した者を全員集め、車座になって、現場について好き放題に話し合う。誰かが言ったことに対しては、何か意見を言うでもなく、ただみんな、自分が現場で思ったことを全部言っていく。

そのようにして1時間ほど皆で話し合った結果、あれほどあった緊張や、その解放

からのふぬけ状態がやわらぎ、体がすこぶる軽くなったように感じたそうだ。そういった経験からも、片山氏はデフュージングの大切さを感じているとのことである。

### 堰を切る人になる

堰を切ったように、という言葉がある。抑えていたものが、激しくあふれ出すことの例えで、押し黙っていた人が急に喋り出す様子によく使われる慣用句だ。

堰というのは、川の流れを制御するための壁のようなもので、堰を切るといのは、堰が壊れて川の水があふれることである。嵐や土砂などに負けて壊れることもあったが、実際には、川が氾濫するのを防ぐために、人の手で壊すこともよくあったらしい。だからこそ、堰が切られたように、ではなく、堰を切ったように、と表現するのだろ

う。

今回の講演を聞いて、相談を受ける時に大事なのは、まず堰を壊すことだと思った。相手の川を落ち着かせるために、堰を切って水を抜く。とにかく、喋りたいことを喋ってもらおう。実際私も、労災の相談に来た人から話を聞きながら、ほぼアドバイスもなしに相槌を打っていただけで、聞いてくれてありがとうございますとお礼を言われたこともある。まずは話をじっくり聞くこと、聞けるようにどっしり構えることが大事だ。(事務局 種盛真也)



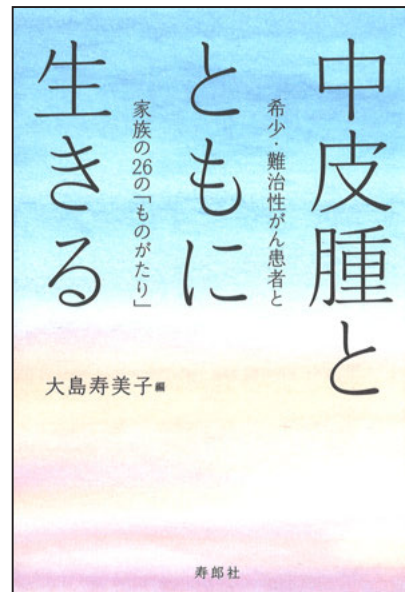
## 中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の  
26の「ものがたり」

北里学園大学教授

大島寿美子 編

寿郎社  
四六版 232 頁  
本体 2000 円+税



# 死ぬまで元気です

## Vol.63 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？  
私は山あり谷あり、体調の起伏が激しく、これを書いている今はすこぶる元気で、力が有り余っているかと思うくらい活力がみなぎっています。それはなんでかなと問われても、答えらしいことはただ睡眠も摂れて食欲もあるからっていうんでしょうか。

「両肺多発性転移」という全身に転移しているかもしれない病状を宣告されて、カルボプラチン＋アリムタの併用療法が始まりました。ここで事前に悪心が酷くならないようにと担当医に頼み、たくさんの制吐剤を処方していただきました。また、腹部がしびれるような痛みがあると伝えると、神経性の痛み止めを処方してくれ、また咳が出るからと咳止めも処方していただき、最近では毎朝9錠、寝る前3錠の薬を飲んでいます。

これらの薬の副作用なのか、今まで食欲も減退していたのが、食欲増進に繋がり、腹部の痛み止めが夜の睡眠を快適なものにしてくれています。

今まで朝は弱くてゆっくり起きて朝昼兼用の食事でしたが、最近は朝8時には我が家で採れた卵を使って卵かけご飯を食べたうえ、昼もしっかり食べるようになっていきます。夜に子供たちが来たら私が料理を色々作りますが、作りすぎかと思うくらい作っても、子供たちが食べてくれるので、私も触発されてここところかなりの食べ過ぎモードです。

先日などは、娘と息子、甥っ子が来てくれたので、はりきって手料理を、とカレーのから揚げをひとり1枚ずつ揚げ、春巻き2個ずつをそれぞれに分けて、その上で手羽先のから揚げ24本を大皿に載せて食卓に出しましたが、見事に完食でした。また別の日は、タコ焼き器を使ってたこ焼きパーティーをしたのですが5人（私、82歳親父、娘、息子、甥っ子）で粉800gを24Lの水で溶いてたこ焼きを焼いて、きれいに完食しました。

高かった我が家のエンゲル係数は、このところ下がっていましたが、私の食欲が戻ったせいでまた右肩上がりのようです。

食欲全快の私は今このコラムを長崎で書いています。9月2、3日と日本石綿・中皮腫学会があり、長崎のホテルに滞在中です。もちろん目的は、学術集会での発表を聞くのと、市民公開講座で発表することなのですが、やはり来たからには美味しいものを食べたいと思っています。

長崎到着後の夕飯はもちろん美味しい長崎ちゃんぽんをいただきました。あと色々リサーチを重ねると、皿うどんとトルコライスというのが有名らしく、長崎滞在中に食べておきたいと思います。

現在なかなか難儀な病名を突き付けられてはおりますが、食欲がある限り私はまだまだ元気だと確信しております。

# 韓国からの ニュース

## ■学校給食室従事者の肺がん、21人を追加確認

今年3月、教育部は学校給食室従事者の肺がん検診結果を発表し、肺がん感染者数を31人と発表したが、21人が追加で確認された。当初の教育部の発表よりも二倍近く肺がん感染者の数が増えた。

教育部は3月14日、ソウル・京畿・忠北教育庁を除く14の市・道教育庁の「学校給食室従事者の肺がん健康診断」の中間結果を発表し、受診者2万4065人の内、肺がんの「疑い」または「かなり疑われる」という診断を受けた受診者は139人(0.58%)で、この内、31人(0.13%)が肺がんの確定診断を受けた。

カン・トック議員は当時抜けていたソウル・京畿・忠北教育庁から肺がん検診の結果を受け取り発表した。ソウル・京畿・忠北教育庁の管轄で、肺がんの「疑い」または「かなり疑われる」という診断を受けた給食従事者は、99人、129人、12人だ。うち肺がんが確定した従事者はそれぞれ8人、12人、1人だ。

教育部の肺がん検診の結果が現実を正しく反映できていないという指摘も出た。教育公務職本部によると、学校給食従事者の内、肺がんが労災の承認を受けたケースは94件(7月31日現在)なのに、各教育庁の検診結果は、抜けていた三つの教育庁の結果まで合わせても52人に止まる。教育公務職本部のキム・ミギョン労働安全委員長は、「多分、今までに肺がんの感染者または疑われる者が中途退社することになり、検診から漏れたよう

だ。」と指摘した。2023年9月8日 毎日労働ニュース オ・ゴウン記者

## ■一日に小学校教師が2人自死／全教組「集団的トラウマ、特段の対策が必要」

一日の間に小学校の教師2人が自死し、全国教職員労働組合は「今、50万教員は集団的トラウマを経験している」として、政府と教育当局、国会に特段の対策を求めた。全教組は「声明」を出し、大田と忠清北道で、前日、極端な選択で小学校教師が続いて死亡したことに哀悼の意を表した。

警察などによると、大田のある小学校に勤務中の40代の教師のAさんが5日に自宅で自死を試み、病院で治療を受けたが、7日午後、息を引き取った。Aさんは、保護者の悪質な苦情と児童虐待という告訴で、長い間の深刻な精神的なストレスを受けてきたことが分かった。忠清北道でも、30代の教師Bさんが7日、マンション団地で死亡しているのが見つかった。警察は、業務が大変だと訴えて休職している状態での自死と見て、正確な経緯を調べている。

7月のソウル瑞二小学校の教師の死亡以後、自死した教師は既に5人に達する。

最近、全教組が綠色病院と一緒にいった「教師の職務に関する心の健康実態調査」の結果、教師たちの憂うつ症状、心的外傷後ストレス障害、自殺などの数値が、一般の職業群より



遙かに高く、既に消もう状態に達していることが分かったと発表した。2023年9月8日  
民衆の声 チェ・ジヒョン記者

### ■ 18歳でサムソン半導体に入社した労働者の腎臓病に「労災」

18歳でサムソン電子の半導体工場に入社し、約15年間、有害物質にばく露しながら夜間交代勤務をし、慢性腎臓病に罹った労働者が、裁判所で業務上災害を認められた。裁判所は関連の研究結果が不十分でも、継続・繰り返しばく露されたのなら、障害を招く可能性が高いと判断した。

ソウル行政裁判所は、サムソン電子半導体の工場を退社したAさんが、勤労福祉公団に対して提起した療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

Aさん(47)は1995年5月、サムソン電子半導体器興工場に入社し、11年2月までエッチング工程(化学薬品の腐食作用を利用してウェハーの特定物質を除去する工程)を担当した。1999年からは四組三交代で、午後8時から翌日午前6時まで働いた。2011年からは新製品のマスク供給管理業務を担当した。作業過程では、ヒ素などの重金属を含むトルエン・キシレン・トリクロロエチレン・ベンゼンに複合的にばく露した。産業安全保健研究院は、2004年と2007年に実施した職業環境測定の結果、エッチング工程では有機・無機化合物が生成される可能性があること確認し、2012年に発表した「半導体産業労働者のための健康管理道標」にも、フッ酸・塩酸・過酸化水素・一酸化炭素などが有害危険要因と表記された。

Aさんは2010年5月頃、慢性腎臓病と診断され、2014年の出産後、「末期腎不全」と診断された。2016年11月には乳がん

に罹り手術した。2018年2月に退社し、乳がんの労災療養は認定されたが腎臓病の療養は拒否された。Aさんは2021年9月に訴訟を提起した。

裁判所の鑑定医(職業環境医学科)は、作業環境が腎臓病を誘発した可能性があるという所見を出した。「高くない濃度であっても、短くない期間、有害物質に持続的にばく露され、慢性腎臓疾患の進行に影響を与えかねない交代勤務を行い、傷病の発生または悪化に寄与した可能性がある」と判断した。

裁判所も業務上の疾病を認めた。裁判所は「原告が有機溶剤にばく露した可能性は相当なものと思われる。」とした。特に、有害物質の濃度が許容基準未満だという研究結果だけで、腎臓病誘発の可能性がないとは断定できないと見た。昼夜交代勤務も腎臓疾患に影響を与えたと判断した。女性労働者は、交代勤務の時に慢性腎臓疾患の危険性が高くなるという研究結果が後押しした。2023年9月14日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

### ■ 看護師一人が入院患者22人の世話／国立大学病院が共同ストに

ソウル大・慶北大病院など国立大病院労働組合が、「看護師一人当りの患者3人」の制度化など、医療人材の補充を要求する共同ストライキを行う。

公共運輸労組医療連帯本部傘下のソウル大学病院・慶北大学病院分会は、9月に争議行為決議の手続きを始めた。医療連帯本部傘下の国立大学病院分会は5カ所で、主に看護師、看護助手、放射線技士、理学療法士などで構成されている。

医療連帯本部は病院の介護人材、特に看護師と看護助手の補充を要求する。保護者・介



護者なしで看護師などが患者の看護を担当する看護・介護統合サービス病棟の場合、看護師一人当たりに患者3人、一般病棟では患者6人の基準を提示した。過度な業務で看護師の退職者が毎年増えて

いる上に、看護人材の不足は、患者の安全にも直結するからだ。

3年周期で行う保健福祉部の保健医療人材実態調査によると、昨年、病院の看護師たちは一日に平均22.6人の入院患者を担当している。このため、看護師の退職者は増加傾向にある。新規の看護師の一年以内の退職率は、2021年は52.8%で、半分を越える。

それにも拘わらず、政府は昨年につき、今年も国立大学病院の医療人材を凍結した。国立大学病院の医療陣の総額人件費は、企画財政部の賃金ガイドラインに従わなければならないが、今年の引上げ率の上限線は1.7%だ。医療人材の需給状況は容易ではない。

保健福祉部は4月25日に、看護師一人当たりの患者を段階的に5人にする人材補充を提示した「第二次看護人材総合支援対策」を発表したが、未だに実行計画さえ明らかにしていない。

医療連帯本部はこの他にも、保健医療人材の基準作り、看護・介護統合サービスの全面拡大、必須医療分野の医師数の拡大、非対面診療の中止、介護労働者に労災保険の適用などを要求する。2023年9月14日 ハンギョ

レ新聞 キム・ヘジョン記者

## ■全南の給食労働者、二年毎に肺がん検診／道議会が初の条例

全羅南道地域の各学校の給食室で働く労働者は、今後、二年毎に肺がん検診を受けることになる。給食室の労働者の肺がん検診が義務付けられたのは、全国で全羅南道が初めて。

全羅南道議会は「『全羅南道教育庁給食従事者肺がん検診支援条例』が本会議を通過した」と発表した。条例は、道内の各学校の給食室で働く栄養教師と調理師、栄養士、調理実務師などを対象に、定期的に肺がん検診を支援するようにした。道教育委員長は、給食室労働者の肺がん検診を支援するために、毎年施行計画を樹立しなければならない。

条例によって給食室の労働者は教育庁の支援を受けて、二年毎に周期的に肺がん検診を受けられるようになった。検診の結果、異常所見が発見された労働者には、教育庁が追加の検査も支援できるようにした。

全羅南道では、2190人の労働者が検診を受け、このうち2人が肺がんと診断され、22人は肺がんが疑われるという所見が出た。全南地域の給食室の労働者の肺がん検診のためには、一年に2億8656万ウォンかかると予想された。

給食室労働者の高い肺がん発病率は、各種の調理過程で発生する微細な『調理ヒューム』に長期間ばく露する勤務環境が主な原因として挙げられている。給食室の安全な労働環境のためには換気設備などが重要だが、昨年、各市・道教育庁の点検の結果、学校全体の94%が換気施設設備の基準に達していないことが分かった。2023年9月18日 京郷新聞 カン・ヒョンソク記者（翻訳：中村猛）

# 前線から

## 病院がストライキ！ 韓国の 保険医療産業労組

韓国・日本

2023年9月、韓国の労働組合のナショナルセンターである民主労総の、全北本部代表団が日韓交流のために訪日した。9月8日に、武庫川ユニオンへの訪問があり、互いの活動を報告しあうミーティングが行われ、私も出席した。数々の刺激的な報告の中でも、全国保健医療産業労働組合の郡山医療院支部長を担うイ・ヒョンジュ氏からの報告が特に興味深いものだったので、紹介したい。

### 全国保健医療産業労働組合

内容報告の前に、イ氏の所属している組合の紹介をする。

全国保健医療産業労働組合（以下、医療労組）とは、1998年に結成した韓国の医療系の産別労組で、その名の通り、医療従事者が加入できる労組である。医療従事者というのは、医師や

看護師だけではなく、理学療法士を始め、医療事務員、病院内の調理師や清掃員など、医療機関に関わる労働者全員という意味だ。

2023年9月現在で加入者はおよそ84000人。韓国の医療従事者はおよそ100万人だそうなので、8.4%の人が加入していることになる。

面白いのがスローガンで、「金より命を」というものである。労働環境に重きをおいた交渉をしており、金銭の交渉をする場合でも、弱い立場のものを引き上げようとするを第一としている。以下でいくつかこの組織が起こしたストライキを紹介するが、その要求の中に、この理念に沿ったものがいくつかある。

### 2004～2006年の組合活動

イ氏からは、医療労組の

歴史、これまでの活動の概要と、2023年7月のストライキについて報告があった。その内、2004～2006年の活動と、2023年7月のストライキについて取り上げたい。

2004年、医療労組と使用者側の、初の産別団体交渉が始まった（2003年までは病院別の交渉しか行えていなかった）。しかし、交渉は難航し、6月10日、ついにストライキが決行されることになった。ソウル大学病院を始めとした6つの病院のロビーでの座り込み行為に始まり、最終的に120の支部、総参加者2万人以上での活動となった。

そして、6月22日の交渉妥結を経て、一部を除いてストライキは終了した。

だが、合意したはずの契約がほとんどの医療機関で履行されなかったため、交渉は続き、2005年、2006年と、各年10日以上以上のストライキが行われ、2006年8月22日深夜、交渉は妥結、保健医療労使暫定合意書が作成された。

合意書の内容として特に重要なものは、週休2日制（1日8時間、週5日40時間労働）の導入とそれに伴



う労働時間減少による給料引き下げをしないこと、翌年以降の交渉のために、使用者側で、2006年内に使用者団体を作ることだったが、それと別に、面白い項目をいくつか抜粋して紹介したい。

●2006年の非正規職賃金引き上げは正規職賃金引き上げ率以上になるようにする。

これは、非正規職と正規職の格差を埋めるための項目だ。字面だけを見ると普通に見えるが、イ氏曰く、この要求の原資を確保するために、正規職の賃上げ要求を抑えめにしたとのことであった。

医療労組には、当然、少なからず正規職の人間もいる。その人達が、自分らの分の要求は抑えて、非正規職の人に回してもよいと考えたということだ。気持ちのいい話である。

●使用者は、病院事業場が患者の生命を扱う特殊な機関であることを考慮し国産米を使う。

こんなことも要求するかと驚いた。要求するということは、当時何か問題があったのだろうが、日本の組合も、もっと言いたいこ

とを要求してみればいいのではないかと思った。

## 2023年7月のストライキ

2023年7月13日、韓国で、病院、薬局、介護施設等の医療機関がストライキを起こした。民主労連のゼネストに合わせて起こしたストライキで、韓国全土で122支部140以上の現場、総参加者6万人以上の運動になったという。ゼネストの動きに合わせて7月15日には一旦終了となったが、一部の病院ではその後1週間以上ストライキを継続したようだ。

このストライキの話で面白かったのは、ストライキのために、大々的に宣伝活動を行ったことである。

ストライキの半年前、2023年1月から準備して、いろんなメディアに宣伝してもらったとのことだ。新幹線の中や、街中の巨大モニタなどにも広告を打った。医療労組が貯めていた活動費をほとんど使い、総額約50億ウォン（日本円で約5億円）を費やしたそうだ。

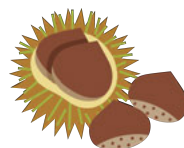
ストライキは、使用者側に負担がかからないならス

トライキにならないので、どうしても施設の利用者、この場合は患者にも負担がかかる。実際、だから患者のためにストライキをやめる、ではなく、広告を打ってストライキの目的を広めて、患者側に、不便をかけることを納得してもらおうという風に発想するのが面白い。

労働運動は、賛同者の数が命という部分があるので、日本でも、テレビや、今ならyoutubeなんかに広告を打ってみるのは良い方法だと思う。

## 同じ人間

病院がストライキと聞くと、「お医者さんが診てくれないなんて」とどうしてもぎょっとしてしまうが、医療従事者といえど、正義感だけで動くスーパーマンではなく、一人の労働者である。同じ人間なのだ。そのことを忘れずに活動を続けたい。（事務局 種盛真也）



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、  
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも  
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年11月6日(月)

14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

コングレコンベンションセンター  
ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

参加無料  
《事前申込》

基調講演

「働く人々における巧みな休み方：  
オフの量と質の確保の重要性」

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター 上席研究員

久保 智英 氏

▼ 特設ホームページはこちら ▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：大阪府

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

# 9月の新聞記事から

**9/4** 多い月で175時間を超える時間外労働が原因で、適応障害を発症したとして、ラーメン店を運営する「もっこすフーズ」（神戸市）の男性社員（29）が、同社に損害賠償と未払い賃金計約1735万円を求めて神戸地裁に提訴した。7月20日付。男性は店長に昇格後の昨年1月に適応障害と診断され、神戸東労働基準監督署から同年11月に労災認定を受けた。また神戸東労働基準署は8月、別の従業員3人を労使協定を超えて働かせたとして、社長と同社を書類送検した。

**9/5** 2018年に兵庫県伊丹市の市立病院の男性研修医が自殺したのは、長時間労働などで精神障害を発症したためとして、遺族が損害賠償を求め伊丹市を提訴した。研修医は、2018年4月から市立伊丹病院で勤務し7月に自殺した。労基署は、亡くなる直前1か月の時間外労働は約80時間として労災認定した。

**9/6** 建設アスベスト給付金を、本人と一部の親族のみしか受給できないのは不当だとして、遺族らが国に損害賠償を求めて神戸地裁に提訴した。兵庫県で電気工事に従事していた男性（78）は、中皮腫を発症して2020年に死亡し労災認定された。男性の親族では兄が唯一給付を受け取れる立場だったが、支給前に死亡したため請求は「無効」とされた。兄の妻や子どもは請求が出来ない。

**9/7** 8年前に自殺した北九州市の非常勤職員だった森下佳奈さん（27）の両親が、自殺の原因は、「上司のパワハラで労災」として、市に遺族補償など求めた裁判で、福岡高裁は請求を棄却した1審判決を支持した。森下さんは、重度のうつ病と診断され退職し、2年後に自殺。判決で、福岡高裁は「公務と本件自殺との相当因果関係は認められない」などとして、遺族側の請求を棄却した1審の判決を支持した。

**9/11** 警察庁勤務の女性警視が、滋賀県警から出向していた同僚の男性警視からのセクハラで精神的苦痛を受けたとして、550万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は請求を棄却した1審・東京地裁判決を変更し、男性に33万円の支払いを命じる判決を言い渡した。判決は7日付。女性は2015年1月、酒席や職場で卑わいな言動を受けたとして上司にセクハラ被害を申告し、警察庁はセクハラを認定。女性は抑うつ状態などと診断され、同庁は17年3月、公務災害も認めた。

仕事の原因でうつ病などの精神障害を発症した場合に、労災認定する基準が12年ぶりに改正された。今年1日付の改正では、客が理不尽な要求をするカスハラを受けたり、感染症リスクの高い業務をしたたりした場合も具体例に加えた。精神障害の「悪化」に関する基準も緩和された。

**9/12** 国土交通省は、人手不足が顕著なトラック、バス、タクシードライバーについて外国人労働者を活用する検討に入った。在留資格「特定技能」の対象に、「自動車運送業」を今年度中にも追加する方向で出入国在留管理庁と協議している。

**9/19** 東京都中央区日本橋にある建設中のビル工事現場で、7階部分で作業していた男性作業員5人が3階に転落した。7階部分で設置作業中だった重さ約15トン、長さ約30メートルの鉄骨が何らかの理由

でクレーンのワイヤから外れ、3階部分に落下した。作業員5人は当時、鉄骨の上のいたとみられ、うち2人が下敷きになり死亡した。

東京電力福島第1原発事故による帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の建物解体工事現場で、放射性物質に汚染された可能性のある廃棄物から鉄くずなどの金属類が複数の作業員に無断で持ち出され、売却されていることが分かった。区域外で資材として再利用されるおそれがある。第1原発が立地する福島県大熊町にある町図書館・民俗伝承館の解体工事現場で持ち出しが判明した。

**9/20** アスベスト製品の製造に従事し、2019年に肺がんで死亡した女性の遺族2人（埼玉県）が製造会社の後身企業「エム・エム・ケイ」（東京都）に計約4500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、さいたま地裁であり、裁判長は同社に計約2670万円の支払いを命じた。女性は1955年4月から59年8月にかけて、「三好石綿工業」の大坂工場で石綿紡織品製造に従事し、19年9月、肺がんで亡くなった。

**9/21** 厚生労働省の有識者検討会は、フリーランスら個人事業主を労働安全衛生法（安衛法）の対象に含める報告書をまとめた。個人事業主が事故にあった場合に仕事を発注した企業などに国への報告を義務付けたり、年1回の健康診断を促したりする。厚労省は来年以降、法令の改正を進める方針。ただ、配達中の事故は報告義務の対象に含まれないなど、実効性に課題も残す。

**9/22** 新型コロナウイルスに感染し労災認定を受けた女性が後遺症の症状が重く長期化したとしてことし5月、労災の傷病補償年金の支給が決まった。コロナの感染でこの年金が支給されるのは初めて。女性はおととし1月、東京都内の有料老人ホームで働いていた際に新型コロナに感染して休職し、半年後に労災認定を受けた。その後も息苦しさなどは改善せず自宅で酸素療法を続ける生活を続けていた。

**9/23** 東京都内の病院に勤務していた50代の男性医師が18年11月、くも膜下出血を発症して寝たきりの状態になり、2019年10月、過重労働で三田労働基準監督署に労災申請したが、宿直業務は労働時間から除外する扱いとなった上、日常業務も精神的負荷が軽いと判断され、労災と認められなかった。東京労働局に審査請求するも、22年12月に棄却が決定。今年2月に労働保険審査会に再審査を請求している。

**9/26** NECの岡山支店長だった男性が2016年に47歳で脳出血で死亡したのは過重な業務が原因として、妻が遺族補償を不支給とした岡山労働基準監督署の決定を取り消すよう国に求めた訴訟の控訴審判決が、福岡高裁であった。裁判長は、請求を棄却した1審・福岡地裁判決を取り消した。

**9/29** 山口大学医学部の女性講師が上司の教授からアカデミックハラメントを受け、大学にもアカハラを否定されたため、うつ病を発症したとして、労働基準監督署が労災を認定していた。女性は、大学と教授に対して計330万円の損害賠償を求め、山口地裁に提訴した。提訴は28日付。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259